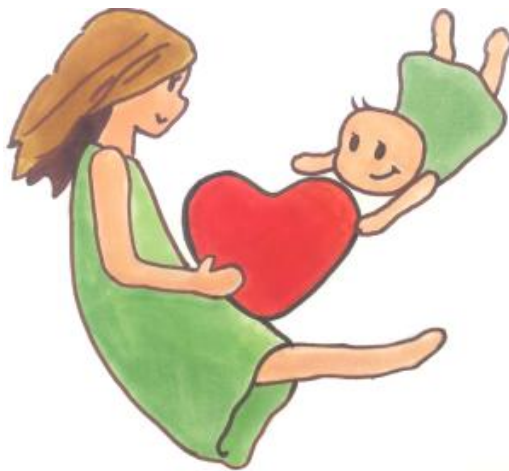


令和7年度

風越乳児院 事業計画書



社会福祉法人
飯田風越福祉会

経営理念（風越乳児院）

私たちは、社会的養護の担い手として適正確実に事業を実施するため、経営基盤の強化とサービスの質の向上及び事業の透明性の確保を図り、地域福祉の向上に努めます。

私たちは、子どもたちの生命を最も尊いものとして大切に守るとともに、未来ある子どもたちの心身の健やかな育成に努めます。

私たちは、子どもの最善の利益を考慮するとともに、その人権を尊重し権利擁護に努めます。

基本方針（風越乳児院）

1. 人権の尊重

常に子供の立場に立って考え、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考えます。

2. 育ちの保証

一人ひとりの個性を尊重し、個々の発達に即した最良の支援を行い、健やかな心身の発達を促進します。

3. 安心・安全の保証

子どもの安心・安全を最優先し、常により良いケアを考え、専門職による質の高いケアを提供します。

4. 家族の再統合の促進

家族との交流を促進し親子の絆を深めて、家族との再統合を支援するとともに、保護者や里親と子どもを継続的に支援します。

5. 職員の資質の向上

職員は専門職としての自覚を持ち、職員間の和を大切に自己研鑽に努めます。

6. 地域子育て支援の促進

地域の関係機関と協働し、地域の子育て支援や地域福祉の向上に貢献します。

7. 個人情報の保護

利用者の個人情報は適切に保護し管理します。

令和7年度 風越乳児院事業計画書

I 基本方針

平成28年の児童福祉法改正を受け、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、社会的養護が必要な児童の里親委託が推進されています。

当院では、令和6年度から「家庭と同様の環境における養育の推進」の施策に基づき、民間フォスティング機関としての運営を開始し、里親子への包括的支援に取り組んでいます。令和7年度も引き続き、里親や養育に関わるすべての関係者を支える体制を安定的に運営し、より多くの児童が愛情あふれる環境で成長できるようサポートしてまいります。また、令和8年度の里親支援センター化に向けて、その準備を進めます。

一方で、乳児院には、里親宅では養育が困難な乳幼児や、専門的なケアを必要とする乳幼児を受け入れる役割も求められています。そのため、従来どおりの入所機能を維持し、児童がより安心して過ごせる環境を整えるとともに、個々のニーズに応じた適切なケアを提供するために小規模グループケアを継続してまいります。

さらに、全国乳児福祉協議会が提唱する「乳幼児総合支援センター構想」を指針として、高機能化・多機能化を検討します。その一環として、令和7年度は、予防的支援機能の一つである「養育支援訪問」に着手し、養育に関する相談対応や実践的支援を行います。

本事業計画では、民間フォスティング機関の安定運営と、高機能化・多機能化の取り組みを通じ、地域の児童福祉の向上に貢献するとともに、児童一人ひとりが幸せな未来を築けるように具体的な支援策を整えています。

当院は、地域の皆様や関係機関との連携を深めながら、児童の福祉に貢献することを使命とし、全職員が一丸となってその実現に努めてまいります。

【子どもの養育に対する基本姿勢】

私たち職員は、

1. 子どもが、明るく 元気に すくすくと育つことを大切にします。
2. 子どもの一人ひとり違った個性を尊重し、その成長にあわせた関わりで支援を行います。
3. 子どもが、愛されたいとき、寂しいとき、悲しいとき、自分を見ていて欲しいときなどは、その気持ちに寄り添い見守り、安心できる支援を行います。
4. 子どもが、甘えたくて手足をバタつかせて泣く、物に当たって憤慨するなど、全身で自分をいっぱい表現できるように支援を行います。
5. 子どもが、成長の途中であることや何らかの事情で自己表現が上手くいかないときは、

子どもが抱く気持ちを的確に汲み取りながら支援を行います。

6. 子どもが、良いことやいけないことの区別がまだ理解できずにいけないことを繰り返すことがあっても、丁寧に言い聞かせることや分かるまで待つ関わりで支援を行います。
7. 子どもが、見ること、聞くこと、触れることなど初めての体験で、何度も失敗を繰り返すことがあっても、そっと見守り、少しずつうまく出来るよう支援を行います。
8. 子どもと周囲の人が、名前を「〇〇さん」と呼びあうなど、正しい言葉を使用し、互いを一人の人間として尊重しあう支援を行います。
9. 子どもが、十分に遊び、適切な栄養と休息を確保し、病気や危険から守られ、安全に様々な社会体験が得られるように支援を行います。
10. 家族とともに子どもの成長を喜び、感謝しながら、子どもとその家族を応援します。

Ⅱ 重点事業

1 フォスタリング機関受託事業（愛称：「にじ」）

長野県からの「包括的里親支援業務」を受託する形態を継続し、担当エリアについて、飯田市の近接自治体を基本として拡充を検討していきます。

令和6年度から施行された「里親支援センター」へは、令和8年度移行に向けて令和7年度はその準備を行います。

（1）里親制度等普及促進・リクルート事業

- ・ホームページの開設、パンフレットやチラシ等による普及啓発
- ・個別相談会の開催、イベントの企画・運営
- ・里親の新規開拓

（2）里親研修・トレーニング等事業

- ・認定前研修、更新時研修、受託後研修（フォスタリングチェンジプログラム等）、登録後研修、乳児委託研修の実施
- ・未委託里親に対するトレーニング

（3）里親委託推進等事業

- ・新規登録・登録更新手続き
- ・児童と里親家庭のマッチング支援、支援会議等
- ・自立支援計画書の作成

(4) 里親訪問等支援事業

- ・ 里親からの相談受付等
- ・ 里親家庭への訪問支援等
- ・ 里親等による相互交流（里親サロン、勉強会等）
- ・ レスパイト・ケア事業

(5) 養育家庭等自立支援強化事業

- ・ 自立に向けての里親家庭への情報提供、相談援助
- ・ 里親委託児童への相談援助
- ・ 措置解除児童に関する相談援助（アフターケア）

(6) 業務全体の統括・調整・進行管理、人材育成

(7) 里親支援センター移行への準備

- ・ 職員確保（4人の専任職員が必要で、社会福祉士1人を令和7年度中に採用予定）
- ・ 施設、備品整備（里親支援センター開設支援事業補助金活用）
- ・ 県、近接自治体との調整
- ・ 定款、規則等の改正

2 小規模グループケアの継続

当院では、平成28年度の移転改築に合わせ、より家庭的な養育の実現を目指した小規模グループケアを実施しています。子どもたちを定員5名ずつの「りんご」と「あおぞら」の2グループに分けて、子どものニーズに合わせた、きめ細かな養育の実施に努めています。

令和6年度における小規模グループケアについての検証結果を踏まえ、より「家庭と同様の環境における養育の推進」方針に合ったケアにより、子どもと養育者との関わりがさらに密接になり、乳幼児期には特に必要であると言われる「愛着形成」が、しっかりと育まれるよう進めてまいります。

3 高機能化・多機能化に向けた検討及び着手

全国乳児福祉協議会が提唱する「乳幼児総合支援センター構想」は、乳幼児期の子どもたちとその家族に対する包括的な支援体制の構築を目指すものです。この構想では、次の5つの主要な機能を持つセンターが想定されています。

当院では、この構想を指針として、未着手項目の多い予防的支援機能について取り組み

を進め、令和7年度は、家庭支援専門相談員を増員（措置費加算対象）し、予防的支援機能の一つである「養育支援訪問」(※)に着手します。また、引き続き子育て短期支援事業（ショートステイ）の積極的な受け入れを行っていきます。

(1) 予防的支援機能

乳幼児の健やかな成長と発達を支援するための予防的なサポートを提供します。例えば、養育支援訪問、母子健康相談や育児相談など、早期から家庭に対する支援を行い、問題が深刻化する前に手助けします。

(2) 一時保護機能

危機的な状況にある乳幼児やその家族に対し、一時的な保護や支援を提供します。虐待や家庭内暴力などのリスクがある場合や、家庭の状況が不安定な場合に、子どもたちの安全を確保するための場として機能します。

(3) 専門養育機能

専門的な養育支援が必要な乳幼児やその家族に対して、個別に適したプログラムやサービスを提供します。発達障害や問題行動など、特別なニーズを持つ子どもたちやその家族に対し、専門的な支援を行います。

(4) 親子関係構築機能

親子関係の構築や向上を支援します。適切な育児情報や育児スキルの習得、親子のコミュニケーションの促進など、親子の絆を深めるためのプログラムを提供します。

(5) アフターケア機能

家庭復帰後や退所後も、乳幼児やその家族が必要とする支援を提供します。定期的なフォローアップや継続的な支援を行い、安定した生活をサポートします。

※「養育支援訪問」（養育支援訪問事業実施要綱による事業内容）

- ① 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ② 出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ④ 施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

Ⅲ 通常事業

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

- ① 子どもの心によりそいながら、子どもとの愛着関係を育みます。
 - ・養育担当制の実施により、子どもの安心のよりどころと精神的な安定を保障し、入所児童が大人に対して信頼や愛着の形成・修復ができるように図ります。
 - ・日常の養育において「担当養育制」を実施し、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とします。
 - ・乳幼児に対する受容的・応答性の高いかわりを心がけます。
 - ・被虐待経験のある乳幼児など特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行います。
- ② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障します。
 - ・安全で使いやすい遊具、満足しきれる養育者との遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを養育者との十分な交流を交えて提供します。
 - ・他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚など個別化を図ります。
- ③ 子どもの発達を支援する環境を整えます。
 - ・子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるよう、子どもが安全であると感じ、安心感を持てるように配慮します。
 - ・養育者は子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく、仕草や言葉で応答し、子どもが、自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるようにします。

(2) 食生活

- ① 乳幼児に対して適切な授乳を行います。
- ② 離乳食を進めるに際して十分な配慮をします。
 - ・個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物に慣れるようにします。
 - ・在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人一人に合わせた食の取組を行います。
- ③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫します。
 - ・乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができる環境づくりや配慮を行います。
 - ・乳幼児の嗜好を把握し、献立に反映します。
 - ・栄養士や調理員が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人一人の発育状況や体調を考慮した調理を工夫します。
- ④ 栄養管理に十分な注意を払います。
 - ・乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮しながら、栄養士の専門的知識に基づいた献立作成を行います。
 - ・栄養摂取量の把握に努め、献立に反映します。

(3) 衣生活

- ① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を提供し、適切な衣類管理を行います。

(4) 睡眠環境等

- ① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように配慮します。
- ② 快適な睡眠環境を整えるように配慮します。
- ③ 快適な入浴・沐浴ができるようにします。

(5) 発達段階に応じた支援

- ① 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫します。
 - ・個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。
 - ・模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮する。
- ② 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫します。
 - ・発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮する。
 - ・発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行います。

(6) 保健・医療

- ① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応します。
 - ・日々の健康観察記録を行い、一人一人の健康状態の変化を把握し職員間で共有します。
 - ・身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について嘱託医による定期的・総合的な健診を行い、日常生活において異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談するなど、医療機関との連携に取り組みます。
- ② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとります。
 - ・専門医との連携により、乳幼児の健康状態に応じた支援を行います。
- ③ 感染症などへの予防策を講じます。
 - ・感染症に関する対応マニュアルに基づき、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めます。

(7) 心理的ケア

- ① 外部の専門家からの支援により、乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行います。

(8) 継続性とアフターケア

- ① 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行います。
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行います。
- ③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行います。

2 家庭支援

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図り、家族からの相談に応じます。
 - ・家庭支援専門相談員を中心に看護師、保育士、栄養士が協力して、家庭支援に取り組みます。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、帰省などを積極的行います。
 - ・面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者との関係性が好転し、保護者の養育意欲が向上するよう支えます。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組みます。

3 自立支援計画

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、多職種でアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に把握します。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定します。
- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行います。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

乳幼児期の記憶が残っている人は少ないと思います。そのため、できる限り、写真や数値、できるようになったこと、関わってくれた人（もの）の記録を残すことは大切なことです。なぜ、乳児院に来たのかを記録に残し、成長した時に、どのようにその背景について伝えていくのかを、乳幼児の時から考えておくことは、乳児院から次の養育者につながるための、ライフストーリーワーク（LSW）として必須のことと考えています。

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録します。
- ② 子どもたちのLSWのために、成長過程における写真や動画を適切に記録します。
- ③ 子どもや保護者等に関する記録を適切に管理します。
- ④ 子どもや保護者等の状況に関する情報を職員が共有します。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行います。
 - ・全国乳児福祉協議会の「乳児院倫理綱領」、風越乳児院の「経営理念」や「基本方針」を定期的に確認し、子どもに対する権利擁護の意識を高めます。
 - ・権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨いて権利擁護に努めます。

- ・法人施設に関する諸規程を遵守するとともに、各種研修会での研鑽を通して子どもの権利についての理解を深めます。
 - ・自己表現が未熟な子どもの気持ちの理解とその代弁に努め、一人の人間として人権を尊重した姿勢で支援をします。
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践します。
 - ③ プライバシー保護マニュアルに沿って、面会や生活場面などでの子どものプライバシー保護に努めます。

(2) 保護者の意向への配慮

- ① 子どもと保護者等の関係を大切にし、その気持ちや意向等の汲み取りに努めます。

(3) 入所時の説明等

- ① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるよう情報提供します。
 - ・施設の内容をパンフレットなどにより養育・支援の内容を正しく説明します
- ② 入所時に、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明します。

(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境

- ① 複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを記載した、「苦情対応に関するお知らせ」文にてわかりやすく説明します。
- ② 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備します。
- ③ 保護者からの意見や苦情等に対して迅速に対応します。
 - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させます。
 - ・保護者（子ども）の希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明します。

(5) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底します。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組めます。
 - ・「子どもへの適切な関わり方アンケート」を実施し、子どもの権利擁護に努めます。
 - ・子どもへの適切な関わり方検討委員会にて、子どもへの関わり方について十分な検討を行います。

5 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全を確保します。

- ・事故防止に対する職員の意識啓発や安全確保についての取り組みを強化します。
 - ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を職員に周知し、定期的に見直しを行います。
 - ・感染症の予防に努め、発生してしまった場合はマニュアルに沿って適切に対応します。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行います。
- ・土砂災害に対する適切な避難確保計画の作成と避難訓練を実施します。
 - ・震災対策にも対応した「風越乳児院消防計画」に基づいて、月1回の防災訓練等を実施します。
 - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し備蓄します。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施します。
- ・事故報告や「ヒヤリ・はっと」報告は、職員会議において全職員への周知を図り、養育支援の改善を図ります。
 - ・安全確保・事故防止に関する研修を行います。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ① 児童相談所、市町村子育て支援担当課等各種関係機関と連携を図ります。
- ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、課題の解決に向けて協働して具体的な取組を行います。
 - ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有します。

(2) 地域との交流・職場体験やボランティア受け入れ

- ① 「地域交流ホール」を有効活用し、子育て支援事業「赤ちゃんと一緒に遊ぼう」や育児相談などさらに内容を充実していきます。
- ② 一時的に養育困難となったご家庭に対する子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け入れを行います。
- ③ 中高生の子育て体験学習や職場体験、ボランティア活動の受け入れなど、引き続き地域交流を推進します。

7 人材の育成・専門性の向上

子どもたちが持っている潜在的な可能性を引き出すためには、寄り添う大人の存在が大きく関わってきます。身近に接する大人は、これから成長していく子どもにとってのモデルです。

そのため職員には、子どもの手本となるよう人間性を磨いていくことが求められます。また、それだけに留まらず、子どもを適切に養育していくためには、専門性(知識・技能)の向上が非常に重要であり、絶えず専門性を見直していくことが必要です。そのため、新任・中堅・ベテランそれぞれの段階に対応した職員研修を実施して職員の人材育成に努め、養育の質の向上を追求し、養育力の向上を図ります。

- ① 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた研修を行います。
- ② 職員個人や施設全体のスキルアップが図れるように、関連機関や施設内で行われる研修会に積極的に参加します。
 - ・長野県児童福祉施設連盟関係研修へ参加します。
 - ・全国乳児福祉協議会・関東ブロック乳児院協議会関係研修へ参加します。
 - ・施設内研修を実施します。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
- ④ 施設長、基幹的職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーが、職員一人一人の援助技術の向上を支援します。
- ⑤ 引き続き人事評価を実施します。

8 施設運営

(1) 施設運営の適正化

乳児院は、子育て支援施設として地域に果たす役割は大きく、また、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしていることから、今後とも安定した施設運営を継続していく責務があります。地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、その意味からも、持続可能な施設運営が行えるように、経営基盤強化に向けた取り組みを行います。

- ① 乳児院の運営を円滑に行うための会議を行います。
 - ・職員会議（月1回）
 - ・各グループ個別支援計画検討会（月1回）
 - ・主任会議（月1回）
 - ・経営改善検討委員会・給与制度検討委員会（年1回）
 - ・業務別担当者会議（随時）
 - ・勤務表検討会議（随時）
 - ・グループリーダー会議（随時）
 - ・小規模グループ運営委員会（随時）
 - ・個別ケースカンファレンス（随時）
 - ・子どもの事故対策委員会（随時）
 - ・子どもへの適切な関わり方検討委員会（年2回）

(2) 経営状況の把握

- ① 施設運営を取りまく環境を的確に対応するために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等の把握を行います。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行います。
 - ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取り組みを行います。

(3) 経営基盤の強化

- ① 社会情勢に適応した組織の在り方について研究します。
- ② 長期計画に基づく計画的な事業の実施と予算執行に努めます。
- ③ 節約、リサイクルに努め、コスト意識の醸成を図ります。
- ④ 適正な人事管理を実施します。
- ⑤ 給与制度検討委員会で、適正な給与制度について検討します。
- ⑥ 高機能化・多機能化について研究し、できるところから事業に着手していきます。

(4) 入所定員について

当院は、昭和 55 年に乳児院として認可を受けて以来、「児童定員 10 名」での運営を継続してきました。

近年、急速な人口減少・少子化が進む中、「家庭と同様の環境における養育の推進」という方針に基づき、国や県は児童養護施設や乳児院の定員削減を進めています。しかし、ショートステイのニーズが高いことに加え、一時保護の相談も寄せられていることから、施設での専門的なケアを必要とする児童の受け皿としての役割は引き続き求められていると考えます。

こうした状況を踏まえ、当院では専門的ケアを必要とする児童に対し、小規模グループケアの環境で適切な支援を提供してまいります。令和 7 年度も定員 10 名での運営を継続し、今後の定員の見直しについては慎重に検討してまいります。

(5) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組みます。

(6) 標準的な実施方法について

- ① 養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行います。
 - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行います。
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行います。

(7) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行います。
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施します。
 - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を職員間で共有し、改善に取り組みます。

9 年間行事計画

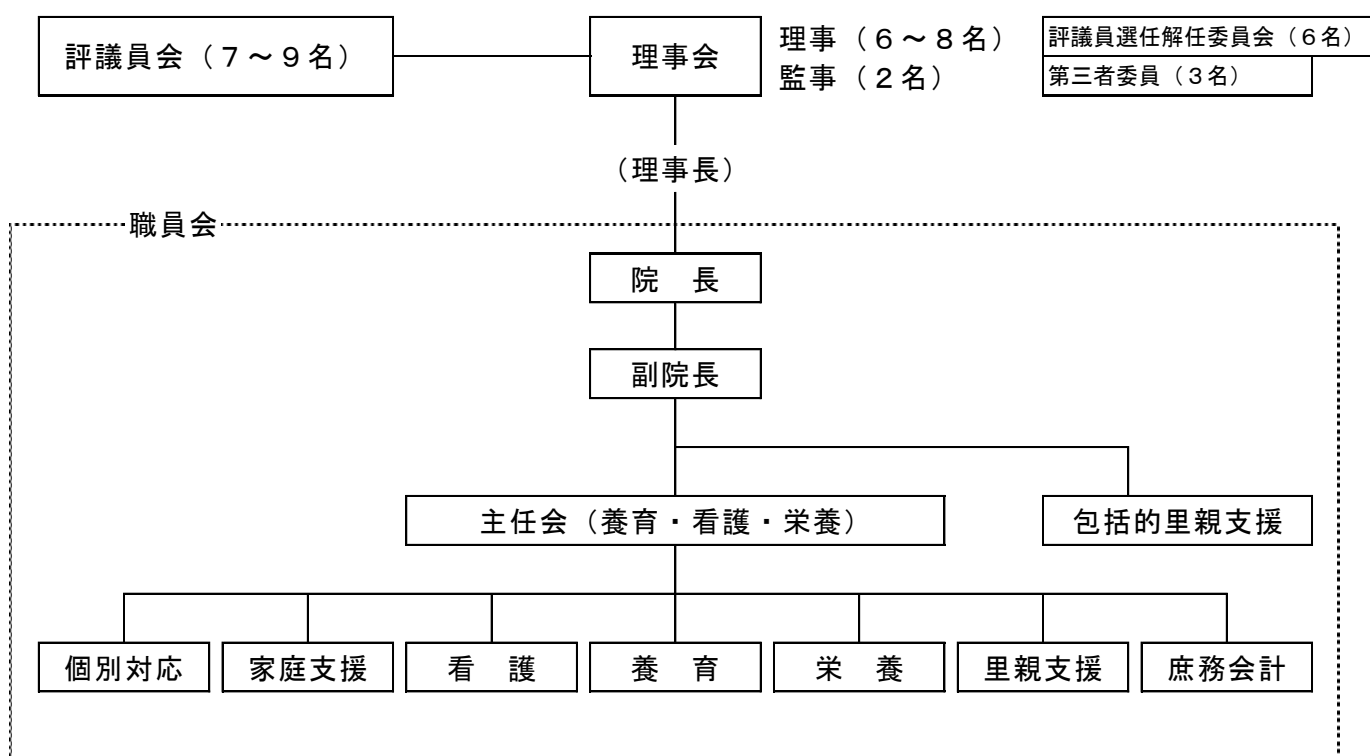
誕生日会や院外保育のほかに、各種の季節行事を実施します。

4月 ひな祭り	5月 端午の節句、親子遠足	8月 七夕祭り
9月 今宮祭	10月 五平餅会	12月 クリスマス会
1月 餅つき会	2月 節分豆まき	3月 いちご狩り

10 広報活動

- ① 風越乳児院のホームページ・インスタグラムを定期的に更新して新しい情報発信に努め、当院に対する理解を深めていただくように取り組みます。
- ② 当院の状況をお知らせする「赤ちゃん便り」について、内容や発行回数を検討していきます。

運 営 組 織



令和7年度 予算概要

1 収入支出の合計

(単位：千円)

科 目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	増 減	伸び率
収 入 合 計	190,880	181,837	9,043	5.0%
支 出 合 計	185,470	180,797	4,673	2.6%

2 事業活動による収入及び支出

児童福祉事業収入(措置費)	178,360	173,287	5,073	2.9%
経常経費寄付金収入	900	4,400	△ 3,500	△ 79.5%
受取利息配当金収入	170	190	△ 20	△ 10.5%
その他の収入	3,050	3,560	△ 510	△ 14.3%
事業活動の収入小計	182,480	181,437	1,043	0.6%
人件費支出	147,725	146,052	1,673	1.1%
事業費支出	14,785	14,765	20	0.1%
事務費支出	9,370	8,790	580	6.6%
その他の支出	0	0	0	—%
事業活動の支出小計	171,880	169,607	2,273	1.3%

3 施設整備等による収入及び支出

施設整備等補助金収入	8,000	0	8,000	—%
施設整備等寄付金収入	0	0	0	—%
施設整備等の収入小計	8,000	0	8,000	—%
固定資産取得支出	9,400	4,600	4,800	—%
施設整備等の支出小計	9,400	4,600	4,800	104.3%

4 その他の活動による収入及び支出

積立資産取崩収入	退職給付引当資産返還金収入	0	0	0	—%
	措置施設繰越特定預金積立資産取崩収入	0	0	0	—%
	人件費積立資産取崩収入	0	0	0	—%
	施設整備積立資産取崩収入	0	0	0	—%
	退職給付引当資産移管金収入	400	400	0	0.0%
その他の活動の収入小計		400	400	0	0.0%
積立資産支出	積立資産支出	4,190	6,590	△ 2,400	△ 36.4%
	退職給付引当資産支出	2,190	2,090	100	4.8%
	措置施設繰越特定積立支出	2,000	4,500	△ 2,500	△ 55.6%
	人件費特定預金積立支出	1,000	2,300	△ 1,300	△ 56.5%
	施設整備特定預金積立支出	1,000	2,200	△ 1,200	△ 54.5%
	小 計	4,190	6,590	△ 2,400	△ 36.4%
その他の活動の支出小計		4,190	6,590	△ 2,400	△ 36.4%

5 当期資金収支差額

事業活動資金収支差額	10,600	11,830	△ 1,230	△ 10.4%
施設整備等資金収支差額	△ 1,400	△ 4,600	3,200	△ 69.6%
その他の活動資金収支差額	△ 3,790	△ 6,190	2,400	△ 38.8%
予 備 費	5,410	1,000	4,410	441.0%
当期資金収支差額合計	0	40	△ 40	—%

乳児院 倫理綱領

乳児院の責務は、子どもの生命と人権を守り、子どもたちが日々こころ豊かにかつ健やかに成長するよう、また、その保護者が子どもたちによりよい養育環境を整えられるよう支援することです。

私たちはこのことを深く認識し、子育て支援に対する社会からの要請に応えるべく、日々自己研鑽に励み、専門性の向上をめざします。そして、子どもたちの育ちを支える生活の場として、すべての職員が心をあわせ、子どもたちの幸福を実現するための拠りどころを、次に定めます。

（基本理念）

私たちは、社会の責任のもとに、子どもたちの生命を、かけがえのない、社会で最も尊いものとして大切に守ります。

私たちは、子どもたちによりそい、その思いを代弁するよう努めるとともに、専門的役割と使命を自覚し、一人ひとりの子どもの最善の利益に実現に努めます。

（権利擁護）

私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちの人権(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を尊重します。

私たちは、子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また不適切なかかわりをしないよう、自らを律します。

（家庭的養護と個別養護）

私たちは、家庭的な養育環境のもとで、子どもたちが安心して生活できるよう、子どもたち一人ひとりの成長発達をきめ細かく、丁寧に見守っていきます。

（発達の支援）

私たちは、子どもたち一人ひとりと信頼関係を築き、子どもたちが健全な心身の発達ができるよう育ちを支えます。

（家庭への支援）

私たちは、関係機関と協働し、家庭機能の回復を援助するとともに、保護者や里親と子どもたちを継続的に支援します。

（社会的使命の遂行）

私たちは、関係機関と協働し、虐待防止の推進を図るとともに、地域の子育て支援や里親支援などの社会貢献に努めます。

